

平成29年5月23日（火）  
山下 雄平（自民）

参・法務委員会  
対法務当局（民事局）

4問 主債務者の財産や収支の状況等に関する契約締結時の情報の提供義務が設けられたと認識しているが、どのような内容のものか、法務当局に問う。

（答）

1 問題点

保証人になるに当たっては、主債務者の財産や収支の状況等をあらかじめ把握し、保証債務の履行を現実に求められるリスクを検討することが重要である。

とりわけ、事業のために負担する債務は、極めて多額になり得るものであり、この債務を保証することは、個人である保証人にとって負担が大きなものとなるから、これを主債務とする保証においては、個人である保証人が主債務者の財産及び収支の状況を把握することが特に重要であるといえる。

2 現行法

しかし、現行法には、保証人になろうとする者において、主債務者の財産及び収支の状況等に関する情報を得ようとしても、これを制度的に保障する規律は設けられていない。

3 情報提供義務（改正法）

そこで、改正法案においては、保証人が個人である場合には、保証人保護の観点から（注1）、事業のために負担する債務を主債務とする保証等では、その委託をする主債務者は、自己の財産及び収支の状況等（注2）に関する情報を保証人となろうとする者に対して提供しなければないこととしている（第465条の10第1項）。

#### 4 情報提供義務違反による取消し（改正法）

その上で、この情報提供義務の実効性を確保する観点から、主債務者がこの情報提供義務を怠った場合には、そのために誤認をし、保証契約の申込み等をした保証人に保証契約の取消権を与えることとしている（第465条の10第2項）。

もっとも、保証契約の相手方である債権者は、情報提供義務の当事者ではなく、この情報提供義務違反の有無を当然に知る立場にないことから、このような債権者の立場にも考慮し、情報提供義務違反があることを債権者が知り、又は知ることができたときに限り、保証人は保証契約を取り消せることとしている（第465条の10第2項）（注3）。

（注1）保証意思宣言公正証書の作成に関する第465条の6以下の規定と異なり、主債務者が法人である場合のその理事等は、情報提供を受けるべき対象者から除外されていない。理事等の中にも様々な立場の者があり、提供を受けるべき情報を常に把握しているとは限らないからである。もっとも、代表取締役自身である場合など既に情報を十分に知っている状態であるケースでは、特に形式的な情報提供行為を行わなくとも主債務者は情報を実質的には提供済みであるとみて差し支えないと解される。

（注2）条文上は、①財産及び収支の状況、②主たる債務以外に負担している債務の有無並びにその額及び履行状況、③主たる債務の担保として他に提供し、又は提供しようとするものがあるときは、その旨及びその内容である（第465条の10第1項各号）。

（注3）第465条の10は、主債務者が情報提供義務に反していたことを債権者が知り、又は知ることができた場合に、保証契約を取り消すことができるとしている。主債務者が情報提供義務に反していることを債権者が知ることができた場合は、例えば、債権者が知っている主債務者の状況等から考えて、通常であればおよそ第三者が保証をするとは考え難い場合を挙げることができる。

ただし、この規定は、主債務者が情報提供義務を果たしたかどうかを債権者において積極的に確認することを要求するものではない

から、実際にそのような確認をするかどうかは債権者の判断に委ねられている（もっとも、保証契約が取り消されるリスクを積極的に減少させるため、金融機関等においては、主債務者がどのような情報を探したのか等を確認する実務慣行が確立されることが予測される。）。

平成29年5月23日（火）  
山下 雄平（自民）

参・法務委員会  
対法務当局（民事局）

5問 主債務の履行状況に関する情報の提供については、  
どのような改正が行われるのか、法務当局に問う。

（答）

保証人にとって、主債務者が主債務を履行しておらず、遅延損害金が日々生じている状況にあることや、主債務の残額が幾らになっているかといった情報、すなわち、債権者が把握している主債務の履行状況に関する情報は、履行しなければならない保証債務の内容に関わる重要な情報である。にもかかわらず、現行法には、これらの情報を保証人に提供する義務を債権者に課す規定はない。

法律の規定がなくとも、保証人からの問合せに応じて債権者が任意にこれらの情報を主債務者に提供することはあり得るが、主債務の履行状況に関する情報は主債務者の信用に関わるものであり、これを保証人に提供することにより守秘義務や個人情報保護に反するおそれがある。そのため、法律の規定がない状況では、保証人に対して情報を提供することに債権者が躊躇を覚えるとの指摘が銀行等から寄せられている。

そこで、改正法案においては、主債務の履行状況に関する情報の提供義務に関する規定を新設することとし、保証人が主債務者の委託を受けて保証をした場合（注）には、債権者は、保証人の請求があったときは、遅滞なく、①主債務の元本、利息、違約金等の債務の不履行の有無、②これらの各債務残額と残額のうち弁済期が到来しているものの額に関する情報を提供しなければならないこととしている（第458条の2）。

（注）改正法案においては、委託を受けて保証をした保証人のみを対象とし、委託を受けずに保証人となった者を対象外としている。主債務の履行状況に関する情報は主債務者の信用に関わる問題であり、

主債務者から委託を受けていない者に対してその情報の提供を求める権利を付与するのは主債務者の予測の範囲を超える、相当ではないことを考慮したものである。

平成29年5月23日(火)  
山下 雄平(自民)

参・法務委員会  
対法務当局(民事局)

6問 主債務者が期限の利益を喪失した場合におけるその情報の提供については、どのような改正が行われるのか、法務当局に問う。

(答)

保証人の責任は、主債務者が支払を遅滞すると日々発生する遅延損害金によって増大していく。特に、主債務者が分割金の支払を遅滞するなどして期限の利益を喪失し、保証をした債務の全額について弁済期が到来した場合には、発生する遅延損害金の額が多額となり、個人である保証人にとっては、その負担は大きなものとなっている(注1)。

他方、主債務者が期限の利益を喪失したことを見た保証人が知ることができれば、保証人は、早期に立替払をすることにより、多額の遅延損害金の発生を防ぐことができた可能性もある。

しかし、主債務者が期限の利益を喪失したことは、保証人が容易に知り得る情報ではなく、また、現行法には、そのことを知る機会を保証人に対して保障する制度は設けられていない。

そこで、改正法案においては、保証人が個人である場合には、保証人を保護する観点から(注2)、①主債務者が期限の利益を喪失した場合には、債権者は、2か月以内に保証人に通知しなければならず(注3)、②通知をしなかったときは、保証人に対し、期限の利益を喪失した時から通知を現にするまでに生じた遅延損害金(注4)を請求することができないこととしている(第458条の3)。

(注1) 「期限の利益」とは、例えば、分割払の約定がされ、弁済の期限が猶予される結果、期限が到来しないことによって債務者が受けれる利益をいう。また、「期限の利益の喪失」とは、例えば、主債務者が分割払の支払を怠り、支払を1回でも怠れば直ちに債務の全額

について一括して支払う義務を負うとの特約に基づいて、保証人が債務の全額について期限の利益を失うことなどをいう。

(注2) 履行状況の情報提供義務（第458条の2）とは異なり、保証人が法人の場合は対象としていない（第458条の3第3項）。法人の場合には保証債務の負担が増してもそれによって生活の破綻といった事態は生じないことや、ここでは保証人からの請求がなくても債権者に義務を課することになるため、債権者の負担も考慮して、真に必要な場合に限って義務を課すこと等を考慮している。

(注3) 保証人に通知する期間については、2箇月とし、その間に通知が到達すれば、債権者としては義務を履行したものと扱うこととしている（第458条の3）。通知期間が2箇月と長めにされたのは、保証人に対する通知が到達しなければここでいう義務を履行したことにならないが、連絡なく転居等をしていた場合などにも対応することを想定すると、この程度の期間は必要となると考えられたからである。

(注4) 請求することができなくなる遅延損害金からは、期限の利益を喪失しなかったとしても生ずる遅延損害金は除外することとしている（第458条の3第2項）。これは、期限の利益を喪失する前から遅滞に陥っており、遅延損害金が既に生じている状態となっていける分割金などについてまで遅延損害金を請求することができなくなることは、妥当でないからである。

平成29年5月23日（火）  
山下 雄平（自民）

参・法務委員会  
対法務当局（民事局）

7問 債権者が2箇月以内に通知書を発送したが2箇月以内には保証人に届かなかった場合にはどのように扱われるのか、法務当局に問う。

（答）

期限の利益の喪失の通知は、講学上は「観念の通知」と呼ばれるものであるが、この観念の通知は、意思表示それ自体ではないものの、基本的に意思表示に関する規定が類推適用される○と解されているため、相手方に到達しなければ、その効力を生じない（第97条第1項参照）。

したがって、期限の利益の喪失の通知についても、債権者が2箇月以内に通知を発したが、2箇月以内には保証人に到達しなかった場合には、「2箇月以内に通知した」とはいえないこととなる（第458条の3第1項）。

平成29年5月23日(火)  
山下 雄平(自民)

参・法務委員会  
対法務当局(民事局)

8問 保証人の所在が不明となり、実際上通知を送る送付先が分からぬといった事態も生じることがありそうであるが、債権者はどのような対応をすることが考えられるか、法務当局に問う。

(答)

期限の利益の喪失の通知は保証人に到達することが必要であるが、保証契約の締結後に保証人の所在が不明となり、債権者が保証人に通知をすることが事実上困難となった場合には、債権者は、裁判所に申立てをすることにより、公示の方法によって保証人への通知をすることが可能である(第98条) (注1)。

したがって、通知を送る送付先が分からぬといった事態が生じても、債権者の利益が不当に害されることはない(注2)。

(注1)公示による意思表示は、裁判所に申立てをしてするものであり、裁判所の掲示板への掲示及び官報への掲載などを行うことによって、相手方に意思表示が到達したものとみなすものである。「公示による意思表示」は、観念の通知のように厳密には意思表示とはいえないものにも利用することができると解されている(裁判所の掲示板への掲示及び官報への掲載などにより、通知したものとみなされる)。

(注2)このほか、現在の金融実務においては、意思表示や通知をすることが困難な事態に対処するため、債権者と保証人との間で、あらかじめ、①保証人の住所に変更があったときは保証人は債権者に直ちに届出をすること、②保証人がその届出を怠ったため債権者からされた通知が延着又は到達しなかった場合には、通常到達すべき時に到達したものとみなす旨の特約がされており、債権者としては、このような特約によって対応することも可能である。

平成29年5月23日（火）  
山下 雄平（自民）

参・法務委員会  
対法務当局（民事局）

9問 債権が譲渡されたり相続されたりした場合には、この通知義務はどうなるのか、法務当局に問う。

（答）

1 債権者が変更された場合

債務者が期限の利益を喪失した場合において、債権者が、保証人に対して、その旨の通知をしない間に、その債権が譲渡され、又は相続されることはある得る。

○ この通知義務は債権に付随する義務であるから、債権が相続された場合はもとより、債権が譲渡された場合においても、債権の相続人や譲受人が通知義務を当然に引き継ぎ、これを負うことになると解される（注1）。

なお、債務者が期限の利益を喪失した場合において、債権者が、保証人に対して、その旨の通知をした後に、その債権が譲渡され、又は相続された場合には、既に通知がされているので、債権の相続人や譲受人は、改めて通知をする必要はない。

○ 2 債務者が変更された場合

また、債務者が死亡し、その債務が相続したような場合であっても、債権者及び保証人には変更がない場合には、債権者の通知義務については、特段の変更は生じない。

なお、債務者が期限の利益を喪失した場合において、債権者が、保証人に対して、その旨の通知をした後に、債務が承継された場合には、既に通知がされているので、債務の相続人には、改めて通知をする必要はない。

（注1）通知は債権者が主債務者の期限の利益の喪失を知った時から2箇月以内にしなければならない。例えば、債権者が期限の利益の喪失

を知った後に、当該債権が譲渡等された場合には債権の譲渡等を受けた者が期限の利益の喪失を知っていなくとも、進行していた2箇月の期間は停止しせずにそのまま進行する。

(注2)なお、債権者が債権の管理又は回収の業務を委託した場合には、その受託者は債権者と同視することができるから、期限の利益を喪失したことを見ると、受託者が知ったときは、受託者が知った時から2箇月以内に通知を発すべき義務が生ずると解される。

平成29年5月23日(火)  
山下 雄平(自民)

参・法務委員会  
対法務当局(民事局)

10問 根保証における個人保証人の保護のためのルールの概要と、そのルールが設けられた際の国会での議論の状況を、法務当局に問う。

(答)

## 1 現行法の概要

根保証契約においては、特定の債務を主債務とする通常の保証契約とは異なり、主債務となる債務が保証契約の締結後に追加される可能性があり、保証人が契約時には予想していなかった過大な責任を負うリスクがある。

このため、平成16年の民法改正により、主債務に貸金等債務が含まれている保証人が個人である根保証契約について、①保証人の責任の上限となる極度額を定めなければならないこと、②債務の元本が確定する期日を原則として3年後とすること、③主債務者や保証人に、破産や死亡などの事情が生じた際にも、元本が確定することとした。

## 2 国会での議論(附帯決議)

他方で、貸金等債務以外の債務が主債務である根保証契約については、このような規律が設けられなかつたが、この点については、衆参両院において、貸金等債務以外の債務を主たる債務とする根保証契約についても、個人保証人を保護する措置を講じることについて検討すること、という旨の附帯決議がされた。(注)

(注) ○平成16年11月9日参議院法務委員会附帯決議(抄)

3 貸金等債務のみならず、継続的な商品売買に係る代金債務や不動産賃貸借に係る賃借人の債務を主たる債務とする根保証契約についても、取引の実態を勘案しつつ、保証人を保護するた

めの措置を講ずる必要性の有無について検討すること。

○平成16年11月19日衆議院法務委員会附帯決議（抄）

3 個人の保証人保護の観点から、引き続き、各種取引の実態やそこにおける保証制度の利用状況を注視し、必要があれば早急に、継続的な商品売買に係る代金債務や不動産賃貸借に係る賃借人の債務など、貸金等債務以外の債務を主たる債務とする根保証契約についても、個人保証人を保護する措置を検討すること。

平成29年5月23日(火)  
山下 雄平(自民)

参・法務委員会  
対法務当局(民事局)

11問 改正法案においては、根保証に関してどのような改正が行われるのか、法務当局に問う。)

(答)

改正法案においては、根保証契約に関する規律のうち、極度額と元本確定事由に関する規律について、それぞれ適用対象となる保証契約の範囲の拡大等を行っている。

○ 1 元本確定事由

まず、元本確定事由についてであるが、現行法においては、保証人が個人である根保証契約のうち主債務に貸金等債務が含まれているものに対象を限定して、極度額を定めなければ契約が無効となる旨の規律が設けられている(現行第465条の2)。

しかし、この規律の対象とされた貸金等根保証契約以外の根保証契約についても、個人である保証人が予想を超える過大な責任を負うおそれがあり得る。

そこで、法制審議会において、規律の対象を拡大することの要否について調査審議が重ねられたが、裁判例の中には、不動産の賃借人の債務を主債務とする根保証契約において、賃借人が長期にわたり賃料を滞納した事案や、賃借人が賃借物件において自殺した事案などで、親類や知人である個人保証人に過大な責任を求めることが問題となつたものもあることから、極度額に関する規律の対象を貸金等根保証契約以外の保証人が個人である根保証契約にも拡大すべきであるとの意見が大勢を占めた。

他方で、建物賃貸借の根保証は、賃料以外にも賃借人が負う損害賠償債務なども保証するものであり、将来発生する損害等を予測して極度額を定めることは実務的に困難であると

の意見もあった。しかし、予測が困難であることのリスクを個人保証人に負わせるのは適当でなく、個人保証人については極度額を定めることとした上で、必要に応じて、現在の実務でも用いられている法人の保証人をより活用することが適切であるとの意見が大勢を占めた。

そこで、改正法案においては、極度額に関する規律の対象を一般的に拡大し、保証人が個人である根保証契約については、主債務の種別を問わず、極度額を定めなければ効力を生じないこととしている（第465条の2）。

## ○ 2 元本確定事由

次に、元本確定事由についてであるが、現行法では、主債務者か保証人のいずれかが、破産したり、死亡したり、あるいは債権者から強制執行等を受けるといった合計6通りの事由が定められている（注）。

もっとも、貸金等根保証契約以外の保証人が個人である根保証契約においても、契約締結後に著しい事情変更が生ずることはあり得る。そのため、法制審議会においては、元本確定事由に関する規律の対象を貸金等根保証契約以外の保証人が個人である根保証契約にも拡大することの要否について調査審議が重ねられたが、予想外の事態が生じた場合における個人保証人の責任をできる限り低減する観点から、貸金等根保証契約以外の保証人が個人である根保証契約についても、基本的に元本確定事由の規律を及ぼしていくべきであるとの意見が大勢を占めた。

他方で、①主債務者が債権者から強制執行等を受けたこと、及び②主債務者が破産したことという二つの事由については、これを保証人が個人である根保証契約一般の元本確定事由とすることに否定的な意見が大勢を占めた。

典型例といえる不動産の賃借人の債務を主債務とする根保

証契約について、これらの二つの事由によって主債務の元本が確定してしまうと、賃貸借契約は主債務者である賃借人の破産等によつても終了しないため、賃貸人としては、保証契約の存在を前提として賃貸したにもかかわらず、以後は保証契約のない状態での賃貸を強いられるという不都合が生ずるからである。

そこで、改正法案においては、これらの二つの事由を除く元本確定事由に関する規律について、その対象を保証人が個人である根保証契約である個人根保証契約全般に拡大することとしている（第465条の4第1項）。

### 3 元本確定期日

以上に対して、元本確定期日に関する規律については、その対象を拡大する改正を行っていない。

法制審議会においては、保証人の責任を限定するため、元本確定期日に関する規律の対象を資金等根保証契約以外の保証人が個人である根保証契約にも拡大することの要否が検討された。

しかし、資金等根保証契約以外で保証人が個人である根保証契約の典型例である、不動産の賃借人の債務を主債務とする根保証契約について、例えば、最長でも5年以内には元本が確定することとすると、賃貸人としては保証契約の存在を前提として賃貸借契約を締結したにもかかわらず、5年を超えて賃貸借契約が存続した場合には、保証がないまま賃貸することを強いられるとの不都合が生ずるとの意見が有力に主張された。

他方で、改正法案においては、個人根保証契約一般について極度額を定めなければならないこととしている（第465条の2）から、元本確定期日に関する規律の対象とされなくとも、保証人が予想を超える過大な責任を負う事態は最低限

回避が可能になるということができる。

そこで、改正法案においては、貸金等根保証契約以外の保証人が個人である根保証契約に元本確定期日に関する規律の対象を拡大することとはしてしない（第465条の3）。

(注) 現行法における貸金等根保証契約の元本確定事由は、次のとおりである（現行第465条の4）。

- ① 債権者が、主たる債務者又は保証人の財産について、金銭の支払を目的とする債権についての強制執行又は担保権の実行を申し立てたとき。ただし、強制執行又は担保権の実行の手続の開始があったときに限る。
- ② 主たる債務者又は保証人が破産手続開始の決定を受けたとき。
- ③ 主たる債務者又は保証人が死亡したとき。

平成29年5月23日(火)  
山下 雄平(自民)

参・法務委員会  
対法務当局(民事局)

12問 極度額を定めなければならないことが、なぜ保証人の保護につながるのか、実際の取引では高額の極度額が定められて保証人被害が生ずるのではないか、法務当局に問う。

(答)

## 1 極度額の意義

根保証契約においては、特定の債務を主債務とする通常の保証契約とは異なり、主債務となる債務が保証契約の締結後に追加される可能性があり、保証人が契約時には予想していなかった過大な責任を負うリスクがある。

このため、平成16年の民法改正により、主債務に貸金等債務が含まれている保証人が個人である根保証契約を対象として、保証人の責任の上限となる極度額に関する規律などが設けられており、改正法案においては、極度額に関する規律の対象を一般的に拡大し、保証人が個人である根保証契約については、主債務の種別を問わず、極度額を定めなければ効力を生じないこととしている(第465条の2)。

根保証契約における極度額とは、保証人が負う責任の最大限度の額を当事者間の合意で定めるものである。主債務の元本、利息等の総額が極度額を超えた場合であっても、保証人はその額の限度でしか支払をする責任を負わないため、極度額が定められなければならないことは、保証人の保護につながるものである。

## 2 極度額の上限が定められていない理由

極度額としての具体的な額の定め方については、当事者の合意に委ねており、その上限を設けることとはしていない。これは、保証契約が付される取引にも様々なものがあり、

また、保証人の資力や、保証人と主債務者との関係にも様々なものがあることから、法律で適切な上限額を設定することは困難である上、仮に一定の金額を上限額とした法定する場合には円滑な金融を阻害するおそれもあることによるものである。

### 3 高額の極度額が定められることへの対応

実際の取引では高額の極度額が定められて保証人被害が生ずるのではないかという委員ご指摘の問題については、極度額を定めた法律の趣旨に照らせば、主たる債務者の資金需要や保証人の資力等を勘案しないで著しく高額な極度額が定められたといったケースについては、保証契約が無効とされる可能性もあるものと認識している。

法務省としては、当事者が合理的な極度額を定めるよう、極度額に関する規制を設けた趣旨を十分に周知してまいりたい。

#### (参照条文)

| 改 正 案  | 現 行   |
|--|---|
| <p><u>(個人根保証契約の保証人の責任等)</u></p> <p>第四百六十五条の二 一定の範囲に属する不特定の債務を主たる債務とする保証契約（以下「根保証契約」という。）であって<u>保証人が法人でないもの</u>（以下「個人根保証契約」という。）の保証人は、主たる債務の元本、主たる債務に関する利息、違約金、損害賠償その他その債務に従たる<u>全てのもの</u>及びその保証債務について約定された違約金又は損害賠償の額について、その全部に係る極度額を限度として、その履</p> | <p><u>(貸金等根保証契約の保証人の責任等)</u></p> <p>第四百六十五条の二 一定の範囲に属する不特定の債務を主たる債務とする保証契約（以下「根保証契約」という。）であって<u>その債務の範囲に金銭の貸渡し又は手形の割引を受けることによって負担する債務</u>（以下「貸金等債務」という。）が含まれるもの（保証人が法人であるものを除く。以下「貸金等根保証契約」という。）の保証人は、主たる債務の元本、主たる債務に関す</p> |

行をする責任を負う。

- 2 個人根保証契約は、前項に規定する極度額を定めなければ、その効力を生じない。
- 3 第四百四十六条第二項及び第三項の規定は、個人根保証契約における第一項に規定する極度額の定めについて準用する。

る利息、違約金、損害賠償その他その債務に從たるすべてのもの及びその保証債務について約定された違約金又は損害賠償の額について、その全部に係る極度額を限度として、その履行をする責任を負う。

- 2 貸金等根保証契約は、前項に規定する極度額を定めなければ、その効力を生じない。
- 3 第四百四十六条第二項及び第三項の規定は、貸金等根保証契約における第一項に規定する極度額の定めについて準用する。

平成29年5月23日（火）  
山下 雄平（自民）

参・法務委員会  
対法務当局（民事局）

13問 改正法案では、保証契約の保証人である法人が主債務者に対して取得する求償権について個人が保証するというケースに関して、どのような手当がされているのか、法務当局に問う。

（答）

1 保証人が法人である根保証契約の求償権

○ 現行法は、主債務の範囲に貸金等債務が含まれる根保証契約で保証人が法人であるものに極度額の定めがない場合において、その法人の保証契約は効力を生ずるとしているが、他方で、その法人が保証債務を履行することにより主債務者に対して取得する求償権について個人が保証しているときは、その求償権の保証契約は効力を生じないこととしている（現行第465条の5）。

○ これは、このように法人が保証債務を履行することにより取得する求償権について個人が保証する場合には、法人が負う保証債務の範囲が拡大すると、その履行によって法人が取得する求償権の範囲も拡大し、その求償権について保証した個人保証人の負担が増大する結果となるため、求償権について保証した個人保証人は、主債務の範囲に貸金等債務が含まれる根保証契約の保証人に自らがなるのと同様の状況に置かれているからである。

今回、根保証契約に関する規律の適用対象を個人の根保証契約全般に拡大することとしているが（第465条の2），保証人が法人である根保証契約においてその法人が保証債務を履行することにより取得する求償権について個人が保証している場合には、先ほど述べたのと同様の理由から、その個人保証人は、根保証契約の保証人に自らがなるのと同様の状況に置かれている。そのため、そのような個人保証人が予想

を超える過大な責任を負うことを防止するためには、保証人が法人である根保証契約に極度額の定めがない場合には、その法人が取得する求償権を個人が保証する保証契約は、効力を生じないこととする必要がある。

そこで、改正法案においては、個人保証人保護の観点から、保証人が法人である根保証契約全般において極度額の定めがないときは、その法人が主債務者に対して取得する求償権を個人が保証する保証契約は、その効力を生じないこととしている（第465条の5第1項、第3項）（注）。

## ○ 2 保証意思宣明公正証書の作成と求償権についての保証

また、改正法案においては、事業のために負担した貸金等債務を主債務とする保証契約については、保証人が個人である場合には、保証意思宣明公正証書の作成を要することとしている（第465条の6）。

これは、このような事業性の融資についての保証契約においては、その保証債務の額が多額になりがちであり、保証人の生活が破綻する例も少なくないこと等を踏まえたものである。

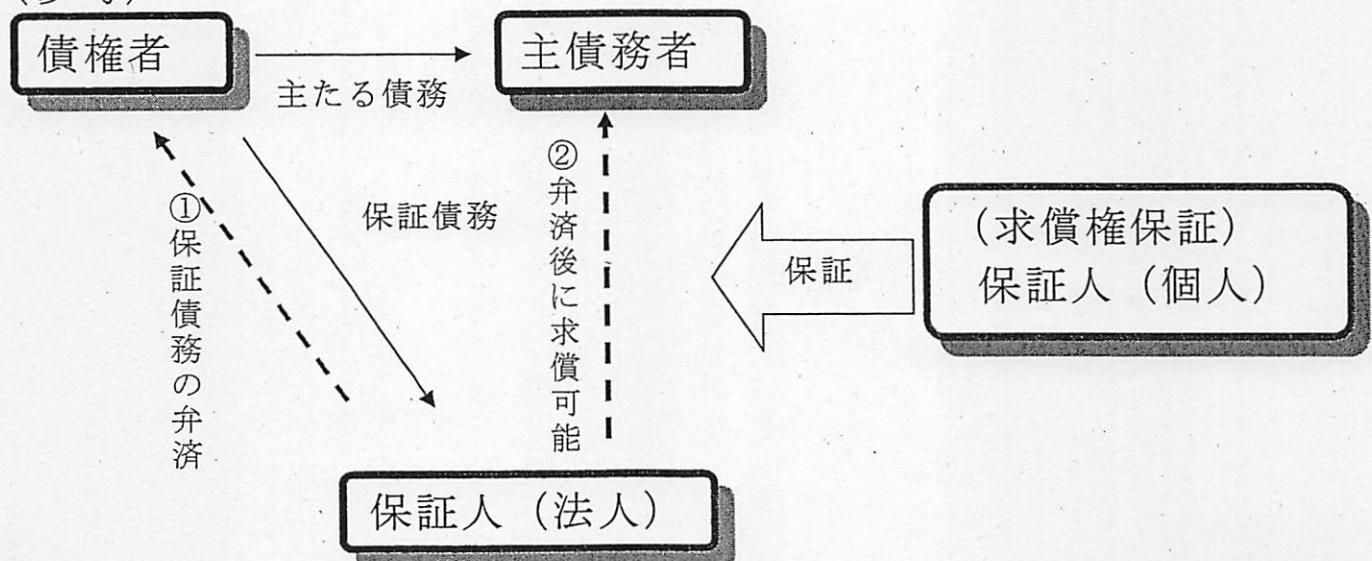
## ○ 他方で、このような事業性の融資の保証について、保証債務を保証人が履行した際に主債務者に対して取得する求償債務についても、別途保証が付されることがあるが、この場合には、保証債務の額が多額になれば、求償債務も多額になり得るから、求償債務を保証する保証人は、事業のために負担した貸金等債務を保証する保証人と同様のリスクを負っているといえる。

そこで、改正法案においては、事業のために負担した貸金等債務を主債務とする保証契約の保証人が主債務者に対して取得する求償権を個人が保証する場合についても、保証のリスクを十分に自覚しないまま、安易に保証契約を締結するこ

とを防止するため、保証意思宣言公正証書の作成を要することとし、公的機関である公証人が保証人になろうとする者の保証意思を事前に確認しなければならないものとし、この意思確認の手続を経ていない保証契約を無効とすることとしている（第465条の8）。

(注) 保証人が法人である根保証契約において極度額の定めがないときでも、法人が主債務者に対して取得する求償権を個人が保証する保証契約が根保証契約であるときは、その保証契約の効力は否定されないこととしている（第465条の5第1項、第3項）。求償権を個人が保証する場合であっても、その保証契約が根保証契約であるときは、その根保証契約において極度額が定められる必要がある（第465条の2）から、保証人が法人である根保証契約に極度額の定めがなくとも、求償権を保証する個人が予想を超える過大な責任を負うおそれは乏しいと考えられるからである。

(参考)



(参照条文)

| 改 正 案  | 現 行   |
|--|---|
| <p><u>(保証人が法人である根保証契約の求償権)</u></p> <p><u>第四百六十五条の五 保証人が法人である根保証契約において、第四百六十五条の二第一項に規定する極度額の定めがないときは、その根保証契約の保証人の主たる債務者に対する求償権に係る債務を主たる債務とする保証契約は、その効力を生じない。</u></p> <p><u>2 保証人が法人である根保証契約であってその主たる債務の範囲に貸金等債務が含まれるものにおいて、元本確定期日の定めがないとき、又は元本確定期日の定め若しくはその変更が第四百六十五条の三第一項若しくは第三項の規定を適用するとすればその効力を生じないものであるときは、その根保証契約の保証人の主たる債務者に対する</u></p> | <p><u>(保証人が法人である貸金等債務の根保証契約の求償権)</u></p> <p><u>第四百六十五条の五 保証人が法人である根保証契約であってその主たる債務の範囲に貸金等債務が含まれるものにおいて、第四百六十五条の二第一項に規定する極度額の定めがないとき、元本確定期日の定めがないとき、又は元本確定期日の定め若しくはその変更が第四百六十五条の三第一項若しくは第三項の規定を適用するとすればその効力を生じないものであるときは、その根保証契約の保証人の主たる債務者に対する求償権についての保証契約（保証人が法人であるものを除く。）は、その効力を生じない。</u></p> |

求償権に係る債務を主たる債務とする  
保証契約は、その効力を生じない。主  
たる債務の範囲にその求償権に係る債  
務が含まれる根保証契約も、同様とす  
る。

3 前二項の規定は、求償権に係る債務  
を主たる債務とする保証契約又は主た  
る債務の範囲に求償権に係る債務が含  
まれる根保証契約の保証人が法人であ  
る場合には、適用しない。

(公正証書の作成と求償権についての  
保証の効力)

第四百六十五条の八 第四百六十五条  
の六第一項及び第二項並びに前条の規  
定は、事業のために負担した貸金等債  
務を主たる債務とする保証契約又は主  
たる債務の範囲に事業のために負担す  
る貸金等債務が含まれる根保証契約の  
保証人の主たる債務者に対する求償権  
に係る債務を主たる債務とする保証契  
約について準用する。主たる債務の範  
囲にその求償権に係る債務が含まれる  
根保証契約も、同様とする。

2 前項の規定は、保証人になろうとす  
る者が法人である場合には、適用しな

新設

|           |  |
|-----------|--|
| <u>40</u> |  |
|-----------|--|

平成29年5月23日（火）  
山下 雄平（自民）

参・法務委員会  
対法務当局（民事局）

追加1問 主債務者から提供された情報が誤っていた場合は、保証契約にどのような影響があるのか、また、主債務者が誤った情報であると知って提供した場合と主債務者が善意無過失であった場合とで違いはあるのか、法務当局に問う。

（答）

1 保証人の取消権

○ 主債務者の財産や収支の状況等に関する契約締結時の情報の提供義務について、改正法案においては、主債務者が事実と異なる情報を提供したために委託を受けた者がその事項について誤認をし、それによって保証契約の申込み又はその承諾の意思表示をした場合において、主債務者がその事項に関して事実と異なる情報を提供したことを債権者が知り、又は知ることができたときは、保証人は、保証契約を取り消すことができることとしている（第465条の10第2項）。

したがって、主債務者から提供された情報が誤っており、この規定の他の要件にも該当する場合には、保証人は、この規定に基づき、保証契約を取り消すことができる。

2 提供した情報に関する主債務者の認識

この取消権については、提供した情報が事実と異なるものであるかに関する主債務者の認識は要件とされていない。そのため、提供した情報が事実と異なるものであれば、主債務者が事実と異なる情報を提供した場合であっても、主債務者がその情報が事実と異なることについて善意無過失であっても、他の要件に該当する限り、保証人は、保証契約を取り消すことができることとなる。